

# 十日町市空き家バンク活用事業補助金交付要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 家財道具等処分事業（第3条—第14条）
- 第3章 家屋改修事業（第15条—第26条）
- 第4章 家賃等補助事業（第27条—第37条）
- 第5章 雑則（第38条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この告示は、市に移住及び定住をする者の獲得を目指し、空き家バンク制度への空き家等の登録の推進及び登録された物件の利用促進を図るため、補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

#### （定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として取得した市内の建物であつて、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその建物が立地する宅地をいう。
- (2) 空き家バンク制度 十日町市空き家バンク制度実施要綱（平成27年十日町市告示第246号）による空き家等の登録及び紹介を行う制度をいう。
- (3) 登録空き家 空き家バンク制度に登録された空き家等をいう。
- (4) 所有者等 登録空き家の所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。

### 第2章 家財道具等処分事業

#### （補助対象空き家）

第3条 家財道具等処分補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家」という。）は、登録空き家及び空き家バンク制度に登録されることが確実な空き家等とする。

#### （補助対象者）

第4条 家財道具等処分補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者等
- (2) 補助金の交付を受けようとする補助対象空き家について、過去に家財道具等処分補助金の交付を受けていない者

(3) 補助金の交付を受けようとする補助対象空き家について、3親等以内の親族が過去に家財道具等処分補助金の交付を受けていない者

(4) 市税の滞納のない者

(5) 家財道具等処分補助金の交付の申請をした日の属する年度の3月31日までに当該補助金の交付の対象となる事業を完了できる者

(補助対象経費)

第5条 家財道具等処分補助金の交付の対象となる経費（以下「家財道具等処分補助対象経費」という。）は、市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する個人又は法人に請け負わせたものであって、次に掲げる経費とする。

(1) 補助対象空き家の家財道具の搬出及び処分に要する経費

(2) 補助対象空き家の清掃に要する経費

(補助金の額)

第6条 家財道具等処分補助金の額は、家財道具等処分補助対象経費の額（消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1万円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 家財道具等処分補助金の交付を受けようとする者は、十日町市空き家バンク活用事業（家財道具等処分）補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による家財道具等処分補助金の交付の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付の決定を行い、十日町市空き家バンク活用事業（家財道具等処分）補助金（変更）交付決定通知書（様式第2号）により、申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「家財道具等処分補助金交付決定者」という。）は、申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、十日町市空き家バンク活用事業（家財道具等処分）補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、承認するときは、十日町市空き家バンク活用事業（家財道具等処分）補助金（変更）交付決定通知書又は十日町市空き家バンク活用事業（家財道具等処分）補助金中止（廃止）承認通知書（様式第4号）により、申請をした者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 家財道具等処分補助金交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに十日町市空き家バンク活用事業（家財道具等処分）完了報告書（様式第5号）に必要な

書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了の報告があったときは、その内容を精査し、  
適当と認めるときは、家財道具等処分補助金の額の確定を行い、十日町市空き家バ  
ンク活用事業(家財道具等処分)補助金確定通知書(様式第6号)により、申請を  
した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 家財道具等処分補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、  
十日町市空き家バンク活用事業(家財道具等処分)補助金交付請求書(様式第7号)  
を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、家財道具等処分補助金  
を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、家財道具等処分補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する  
ときは、災害等やむを得ないと認める場合を除き、家財道具等処分補助金の交付の  
決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 家財道具等処分補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に当該補助金  
の交付の対象となった空き家等の空き家バンク制度への登録を抹消したとき。た  
だし、空き家バンク制度の利用者に売却又は賃貸した場合を除く。

(2) 家財道具等処分補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に当該補助金  
の交付の対象となった空き家等を市に定住を希望する者以外の者(空き家バンク  
制度の利用者を除く。)に売却又は賃貸したとき。

(3) 家財道具等処分補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に所有者等又  
は所有者等の3親等以内の親族が当該補助金の交付の対象となった空き家等を  
居住の用に供したとき。

(4) 虚偽その他不正の手段により家財道具等処分補助金の交付を受けたとき。

(5) この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により家財道具等処分補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消  
したときは、市長は、十日町市空き家バンク活用事業(家財道具等処分)補助金  
交付決定取消通知書(様式第8号)により、家財道具等処分補助金交付決定者に  
通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により家財道具等処分補助金の交付の決定の全部又は一  
部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金が交  
付されているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を返還さ  
せることができる。

(1) 家財道具等処分補助金の交付の要件を満たしていた期間が3年以内の場合

当該補助金の交付の額の100分の100に相当する額

(2) 家財道具等処分補助金の交付の要件を満たしていた期間が3年を超え5年以内の場合 当該補助金の交付の額の100分の75に相当する額

2 前項の規定により家財道具等処分補助金を返還させるときは、市長は、十日町市空き家バンク活用事業（家財道具等処分）補助金返還命令書（様式第9号）により、家財道具等処分補助金交付決定者に通知するものとする。

### 第3章 家屋改修事業

（補助対象建物）

第15条 家屋改修事業補助金の交付の対象となる建物（以下「家屋改修事業補助対象建物」という。）は、空き家バンク制度を利用して購入又は賃借した建物とする。

2 賃借した建物については、当該建物の所有者の同意がある場合に限る。

（補助対象者）

第16条 家屋改修事業補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 家屋改修事業補助対象建物の所有者又は借主

(2) 市に転入した日から起算して家屋改修事業補助金の交付の申請の日が1年以内であって、転入した日前に1年以上連続して市外に住所を有していた者

(3) 市の住民として地域活動に積極的に参加し、5年以上市に定住することを希望する者

(4) 家屋改修事業補助金の交付の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助金の交付の対象となる事業を完了できる者

(5) 登録空き家を取得した者が、家屋改修事業補助対象建物の前の所有者の3親等以内の親族でない者又は登録空き家を賃借した者が、家屋改修事業補助対象建物の所有者の3親等以内の親族でない者

(6) 補助金の交付を受けようとする家屋改修事業補助対象建物について、過去に家屋改修事業補助金の交付を受けていない者

(7) 市税の滞納のない者

(8) 補助金の交付を受けようとする家屋改修事業補助対象建物について、十日町市住宅リフォーム等補助金交付要綱（平成21年十日町市告示第126号）による補助金の交付を受けていない者

（補助対象経費）

第17条 家屋改修事業補助金の交付の対象となる経費（以下「家屋改修事業補助対象経費」という。）は、市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する個人又は法人に請け負わせたものであって、家屋改修事業補助対象建物の本体及び設備の改修工事に要する費用とする。ただし、備品の購入の費用及び外構工事の費用を除く。

（補助金の額）

第18条 家屋改修事業補助金の額は、家屋改修事業補助対象経費の額（消費税相当額

を除く。その額に1万円未満の端数があるとき、又はその額が5万円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第19条 家屋改修事業補助金の交付を受けようとする者は、十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)補助金交付申請書(様式第10号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第20条 市長は、前条の規定による家屋改修事業補助金の交付の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、当該補助金の交付の決定を行い、十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)補助金(変更)交付決定通知書(様式第11号)により、申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第21条 前条の規定による通知を受けた者(以下「家屋改修事業補助金交付決定者」という。)は、申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)補助金変更・中止(廃止)申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、承認するときは、十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)補助金(変更)交付決定通知書又は十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)補助金中止(廃止)承認通知書(様式第13号)により、申請をした者に通知するものとする。

(完了報告)

第22条 家屋改修事業補助金交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)完了報告書(様式第14号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第23条 市長は、前条の規定による完了の報告があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、家屋改修事業補助金の額の確定を行い、十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)補助金確定通知書(様式第15号)により、申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第24条 家屋改修事業補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、十日町市空き家バンク活用事業(家屋改修)補助金交付請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、家屋改修事業補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第25条 市長は、家屋改修事業補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、災害等やむを得ないと認める場合を除き、家屋改修事業補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 家屋改修事業補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居、転出等の理由により当該補助金の交付を受けた者の世帯員全員が当該補助金の交付の対象となった家屋改修事業補助対象建物に居住しなくなったとき。
- (2) 家屋改修事業補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に当該補助金の交付の対象となった家屋改修事業補助対象建物を取り壊したとき。
- (3) 家屋改修事業補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に当該補助金の交付の対象となった家屋改修事業補助対象建物を当該補助金の交付を受けた者の世帯員以外の者に売却し、又は貸与したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により家屋改修事業補助金の交付を受けたとき。
- (5) この告示の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定のより家屋改修事業補助金の交付の決定の全部または一部を取り消したときは、市長は、十日町市空き家バンク活用事業（家屋改修）補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により、家屋改修事業補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第26条 市長は、前条の規定により家屋改修事業補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金が交付されているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を返還させることができる。

- (1) 家屋改修事業補助金の交付の要件を満たしていた期間が3年以内の場合 当該補助金の交付の額の100分の100に相当する額
- (2) 家屋改修事業補助金の交付の要件を満たしていた期間が3年を超え5年以内の場合 当該補助金の交付の額の100分の75に相当する額

- 2 前項の規定により家屋改修事業補助金を返還させるときは、市長は、十日町市空き家バンク活用事業（家屋改修）補助金返還命令書（様式第18号）により、家屋改修事業補助金交付決定者に通知するものとする。

#### 第4章 家賃等補助事業

（補助対象建物）

第27条 家賃等補助金の交付の対象となる建物（以下「家賃等補助対象建物」という。）は、空き家バンク制度により賃借した建物とする。

（補助対象者）

第28条 家賃等補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 家賃等補助対象建物の借主
- (2) 市に転入した日を基準として、婚姻している場合は、配偶者との年齢の合計

が80歳以下である者又は婚姻していない場合は、年齢が40歳以下である者。

- (3) 補助金の交付を受けようとする者の世帯に当該者の配偶者以外の扶養親族でない者がいない者
  - (4) 市に転入した日前に連続して1年以上市外に住所を有していた者であって、市の住民として地域活動に積極的に参加し、5年以上市に定住することを希望するもの
  - (5) 家賃等補助対象建物の所有者の3親等以内の親族でない者
  - (6) 他に居住することができる建物を市内に所有していない者
  - (7) 過去に家賃等補助金の交付を受けていない者
  - (8) 市税の滞納のない者
- (補助対象経費等)

第29条 家賃等補助金の交付の対象となる経費、同補助金の額及び限度の額並びに申請が可能な月数又は回数は、次の表のとおりとする。

補助金の交付の対象となる経費	補助金の額	補助金の限度の額	申請が可能な月数又は回数
家賃（管理費及び駐車場の使用料を除く。）	家賃の額に10分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）	1月当たり 2万円	24月分
敷金及び礼金	敷金及び礼金の合計の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1万円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）	5万円	1回

(補助金の交付申請)

第30条 家賃等補助金の交付を受けようとする者は、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金交付申請書（様式第19号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、市の会計年度ごとに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第31条 市長は、前条の規定による家賃等補助金の交付の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、当該補助金の交付決定を行い、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金（変更）交付決定通知書（様式第20号）により、申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第32条 前条の規定による通知を受けた者（以下「家賃等補助金交付決定者」という。）は、申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、承認するときは、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金（変更）交付決定通知書又は十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金中止（廃止）承認通知書（様式第22号）により、申請をした者に通知するものとする。

（完了報告）

第33条 家賃等補助金交付決定者は、家賃等補助金の交付の対象となる事業が完了したときは、速やかに十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）完了報告書（様式第23号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第34条 市長は、前条の規定による完了の報告があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、家賃等補助金の額の確定を行い、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金額確定通知書（様式第24号）により、申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第35条 家賃等補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金交付請求書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、家賃等補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第36条 市長は、家賃等補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、災害等やむを得ないと認める場合を除き、家賃等補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により家賃等補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により家賃等補助金の交付の決定の全部または一部を取り消したときは、市長は、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金交付決定取消通知書（様式第26号）により、家賃等補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第37条 市長は、前条の規定により家賃等補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金が交付されているときは、家賃等補助金交付決定者に対し、交付した当該補助金を返還させることができる。



2 前項の規定により家賃等補助金を返還させるときは、市長は、十日町市空き家バンク活用事業（家賃等補助）補助金返還命令書（様式第27号）により、家賃等補助金交付決定者に通知するものとする。

#### 第5章 雑則

（その他）

第38条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。